様式第２号（第３条関係）

（表）

文書番号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　様

能代市長　　　　　　　 　㊞

介護予防・日常生活支援総合事業指定事業所指定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった事業所については、介護保険法第１１５条の４５の５第１項の規定により、指定事業者として下記のとおり指定したので通知します。

記

１　申請事業者の名称

２　代表者の氏名

３　事業所・施設の名称

４　事業所・施設の所在地

５　指定年月日

６　指定有効期間

７　サービスの種類

８　介護保険事業所番号

９　指定に関する意見又は条件

（裏）

（教示）

１　審査請求について

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に能代市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

２　取消訴訟について

　この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に能代市を被告として（訴訟において能代市を代表する者は能代市長となります。）、処分取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、上記の審査請求をした場合には処分取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます（なお、審査請求をした場合、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）。